

(2)南魚沼市環境基本計画の進捗状況について(市の取組)

資料NO.1

| 環境基本計画(H25年度改定) 毎年見直し | | | | | | 具体的取組状況(進捗状況) | | | | 担当課 |
|-----------------------|----------------------|------------|-------------|--------------------------|---|---|--|---|---|-------------------------|
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | |
| No. | 大分類 | 中分類 | 市の取組 | 施策 | 計画 | R3年度までの取組状況 | R4年度取組実績 | R5年度取組予定 | R5以後概ね5年間で取り組む事項 | |
| 1 | ①大気環境の保全と騒音・振動・悪臭の防止 | (1)自動車排出ガス | ①公共交通の利便性向上 | 市内のバスのネットワークの構築と鉄道との連携促進 | PDCAサイクルによる見直しを行いながら市内バス交通を使いやすく、効果的、効率的な公共交通ネットワークの構築を目指すとともに、関係機関や交通事業者との協議連携によって鉄道との接続を改善する取組を行い、利便性向上による利用者数維持を目指します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・H23年度に公共交通協議会を立ち上げ、国土交通省の補助事業を実施するために、関係要綱等を整備しました。 ・H24年度に調査事業を実施し、ネットワーク計画を策定しました。 ・市民バスを路線運行とする体制に変更し、H26年度に事業者が運輸局に路線免許の申請を行いました。 ・H27年4月から運行計画に基づき、新しい体制での市民バス運行を開始しました。 ・H27年10月からは定額有料化を実施しました。 ・H27年、利用の促進を図るためにバスガイドブックを作成しました。 ・H29年度から12月29日、30日の2日間に市民バスの年末運行を実施しました。 ・R1年度に持続可能な公共交通網の姿を実現するため、地域公共交通網形成計画を策定しました。 ・バス経路、バス停位置、運行時刻の見直しを行い、市民バスの利便性を向上させました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・運行計画に基づく市民バスの13路線運行を実施しました。 ・都市計画道路樋渡東西線の開通に伴い、片田区へ市民バスを乗入れました。 ・市民バス(浦佐コース、三用コース)で、時刻表及び停留場の見直し(急行型を運行)を行い、浦佐駅・魚沼基幹病院間の利便性を向上させました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・運行計画に基づく市民バスの13路線を運行します。 ・地域公共交通網形成計画に基づき地域公共交通の改善を図ります。 ・JRとの乗り継ぎを改善するため、時刻表の見直し協議を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・運行計画に基づく市民バスの13路線を運行します。 ・地域公共交通網形成計画に基づき地域公共交通の改善を図ります。 | 都市計画課 |
| 2 | ①大気環境の保全と騒音・振動・悪臭の防止 | (1)自動車排出ガス | ②渋滞対策 | エコドライブの推進 | エコドライブの推進に努め、その一環としてアイドリングストップ運動や低燃費走行の推進運動を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・H23年3月地球温暖化対策実行計画の概要版パンフレットを市内全世帯に配布しました。 ・エコドライブ普及連絡会作成のチラシを市民ホールに配置しました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市報11月1日号、市ウェブサイトにて新潟県エコドライブ運動重点実施期間の記事を掲載して周知し、取組意識の醸成を図りました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市報等を通じて周知し、取組意識の醸成を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市報等を通じて周知し、取組意識の醸成を図ります。 | 環境交通課 |
| 3 | ①大気環境の保全と騒音・振動・悪臭の防止 | (1)自動車排出ガス | ②渋滞対策 | 自転車にやさしい道づくりの推進 | 自転車移動の利便性と安全性を高めるため、自転車にやさしい道づくりを推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・長岡国道事務所が進める国道17号での自転車歩行者道の整備推進に協力しました。H28年度に石打自転車歩行者道の整備区間については整備が完了しました。(都市計画課) ・関係機関に対し国道17号自転車歩行者道未整備区間の整備を要望しました。H30年度長岡国道事務所にて国道17号上一日市地区歩道整備事業が事業化されました。(都市計画課) ・国道17号での自転車歩行者道未整備区間(竹俣地内)の整備が完了しました。(都市計画課) ・令和元年10月に自転車の活用によるまちおこしを進める官民連携組織「RIDEON南魚沼プロジェクト実行委員会」を設立しました。(生涯スポーツ課) ・令和3年3月に国のナショナルサイクルルート認定を目指す2市1町及び国・県連携組織「湯沢町・南魚沼市・魚沼市連携自転車活用推進協議会」を設立し、湯沢町・南魚沼市・魚沼市を結ぶ広域サイクルルート「雪国魚沼GoldenCycleRoute」を、新潟県で初めてサイクルツーリズムの推進モデルルートとして設定しました。(生涯スポーツ課) ・新潟県内で初めてとなるJBCFクリテリウムレースが六日町兼続公通り特設コースで開催されました。(生涯スポーツ課) ・電動アシスト付き自転車の市民向けレンタルサービスの実証実験を開始しました。(生涯スポーツ課) | <ul style="list-style-type: none"> ・長岡国道事務所に対し、国道17号での自転車歩行者道未整備区間(美佐島地内)の整備推進を要望しました。(都市計画課) ・長岡国道事務所にて国道17号上一日市地区歩道整備事業が継続されました。(用地買収及び一部工事を実施) ・「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」が主催する全国シクロサミットが南魚沼市で開催されました。(生涯スポーツ課) ・新潟県内で2回目となるJBCFクリテリウムレースが六日町兼続公通り特設コースで開催されました。(生涯スポーツ課) ・電動アシスト付き自転車の市民向けレンタルサービスの実証実験を継続して実施しました。(生涯スポーツ課) | <ul style="list-style-type: none"> ・国道17号での自転車歩行者道の未整備区間(美佐島地内)について、整備事業推進を要望します。(都市計画課) ・引き続き関係機関に事業の推進を働きかけます。(都市計画課) ・ナショナルサイクルルート認定に向け、安全で安心な走行環境を関係機関と連携し検討していきます。(生涯スポーツ課) ・電動アシスト付き自転車の市民向けレンタルサービスの実証実験を継続して実施します。(生涯スポーツ課) | <ul style="list-style-type: none"> ・長岡国道事務所に対し、国道17号での自転車歩行者道未整備区間(美佐島地内)の整備事業推進を要望していきます。(都市計画課) ・引き続き関係機関に下一日市地内の自転車歩行者道整備事業の推進を働きかけ、自歩道の早期完成を目指します。 ・市民の健康づくりと連動した環境問題の市民意識の向上を図る事業を実施します。(生涯スポーツ課) ・ナショナルサイクルルート認定に向け、安全で安心な走行環境を関係機関と連携し検討していきます。(生涯スポーツ課) | 都市計画課 生涯スポーツ課 建設課 |

| 環境基本計画(H25年度改定) 毎年見直し | | | | | | 具体的取組状況(進捗状況) | | | | 担当課 |
|-----------------------|----------------------|----------|-----------------|----------------|--|---|---|---|--|-----------------------------------|
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | |
| No. | 大分類 | 中分類 | 市の取組 | 施策 | 計画 | R3年度までの取組状況 | R4年度取組実績 | R5年度取組予定 | R5以後概ね5年間で取り組む事項 | |
| 4 | ①大気環境の保全と騒音・振動・悪臭の防止 | (2)騒音・振動 | ①交通騒音・振動対策 | 交通騒音・振動の実態調査実施 | 幹線道路を中心として、交通騒音・振動の実態について調査を行い、必要な対策を講じます。 | <p>・騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視業務では関越自動車、国道、主要地方道及び県道の騒音測定を実施しました。</p> <p>【環境基準達成状況】</p> <p>H25年度 99.8%(1190戸のうち1188戸で達成) H26年度 99.5%(647戸のうち644戸で達成) H27年度 100%(760戸) H28年度 97.7%(797戸のうち779戸で達成) H29年度 94.5%(584戸のうち552戸で達成) H30年度 96.6%(1059戸のうち1023戸で達成) R元年度 98.3%(239戸のうち235戸で達成) R2年度 79.8%(104戸のうち83戸で達成) R3年度 98.9%(904戸のうち894戸で達成)</p> | <p>・測定を実施しました。(数値は3月下旬確定)</p> | <p>・測定を継続実施します。</p> | <p>・測定を継続します。</p> | 環境交通課 |
| 5 | ①大気環境の保全と騒音・振動・悪臭の防止 | (2)騒音・振動 | ①交通騒音・振動対策 | 関係機関との連携 | 実態調査の結果を踏まえ、道路管理者など関係機関に対策を要請するとともに、連携した対策を図ります。 | <p>・県及び関係市町村で構成される協議会の事業計画に基づき高速道路及び新幹線の騒音・振動測定を実施し、NEXCO東日本及びJR東日本に対し騒音・振動対策を要望しています。</p> | <p>・騒音、振動測定結果に基づきNEXCO東日本及びJR東日本に対し協議会として騒音、振動対策要望書提出されました。</p> | <p>・引き続き協議会に参加し、関係機関と連携していきます。</p> | <p>・引き続き協議会に参加し、関係機関と連携していきます。</p> | 環境交通課 |
| 6 | ①大気環境の保全と騒音・振動・悪臭の防止 | (2)騒音・振動 | ③日常生活での騒音・振動の対策 | 市民意識の醸成促進 | <p>良好な生活環境を維持するため、多様化する生活様式に則したルールやマナー、隣近所への配慮に関する市民意識のさらなる醸成を促進します。</p> | <p>・年間で数件の苦情が寄せられ、その都度職員が対応しています。</p> <p>・H26年度に騒音計を購入し騒音に対する苦情に対応できるようにしました。</p> <p>苦情件数 H29 5件(うち振動含 1) H30 8件(うち振動含 2) R元 1件(うち振動含 0) R2 4件(うち振動含 0) R3 1件(うち振動含 0)</p> | <p>・苦情件数:騒音 3件(うち振動を含むもの 0件)</p> | <p>・苦情に対して引き続き対応します。</p> | <p>・市民から寄せられる苦情に対し、速やかに対応します。</p> | 環境交通課 |
| 7 | ①大気環境の保全と騒音・振動・悪臭の防止 | (3)悪臭・煙害 | ①工場等の悪臭・煙害防止対策 | 事業所への防止策の指導強化 | 事業所に対して悪臭・煙害防止のための対策に努めるよう指導を強化します。 | <p>・苦情の相談があった場合、県等と連携して、指導を行っています。</p> <p>H29 煙0、悪臭1 H30 煙1、悪臭7 R元 煙1、悪臭1 R2 煙0、悪臭1 R3 煙1、悪臭2</p> | <p>・苦情件数: 煙 0件、悪臭 3件(環境交通課)</p> | <p>・引き続き関係機関と連携をとりながら指導します。</p> | <p>・引き続き関係機関と連携をとりながら指導します。</p> | 環境交通課 |
| 8 | ①大気環境の保全と騒音・振動・悪臭の防止 | (3)悪臭・煙害 | ②畜産関連施設の悪臭対策 | 南魚沼広域有機センターの活用 | 家畜からの排泄物は、南魚沼広域有機センター活用による処理を推進します。 | <p>・南魚沼広域有機センター R3年度の実績(R3.12末数値) 搬入量:年間 5,678 t/年 生成量:年間 3,975 t/年</p> | <p>・南魚沼広域有機センター R4年度の実績(R4.12末数値) 搬入量:年間 4,551 t/年 生成量:年間 3,186 t/年</p> | <p>・引き続きセンターの活用を推進します。</p> | <p>・南魚沼広域有機センター活用による処理を推進します。</p> | 農林課 |
| 9 | ①大気環境の保全と騒音・振動・悪臭の防止 | (3)悪臭・煙害 | ③焼却による煙害対策 | 野焼き禁止の徹底 | <p>燻炭等、例外的行為であっても周辺への迷惑となることから、これら抑制への意識づけを図ります。</p> | <p>・H23年度から26年度まで家庭の剪定枝の無料受入を実施しました。これにより、野外焼却が減少し、可燃ごみ処理施設への搬入が定着しました。</p> <p>・野焼き禁止チラシを全戸配布し、市報にも掲載しました。</p> <p>・通報に対しては即時対応し原因者に直接指導しました。</p> <p>H30年度 16件(5件) R元年度 14件(4件) R2年度 15件(7件) R3年度 15件(5件) ※()内燻炭焼き</p> | <p>・広報車による野焼き防止巡視パトロールを実施し、SNSを活用した注意喚起を実施しました。(9月下旬)</p> <p>・R4年度通報件数(R5.1末) 廃棄物対策課 25件(うち燻炭焼き7件)</p> <p>・要請があった行政区に対し、野焼き防止チラシを配布しました。</p> | <p>・野焼き禁止について市報に掲載。</p> <p>・広報車による野焼き防止巡回パトロールの実施。</p> <p>・必要に応じて禁止チラシを配布し、継続して注意喚起を行い意識の向上を図ります。</p> | <p>・野外焼却禁止の周知及び指導を継続します。</p> <p>・消防署、警察署と連携して野焼きに起因する林野火災を防止します。</p> <p>・廃棄物対策課、農林課、環境交通課で連携した燻炭対策を実施し野焼きの防止に努めます。</p> | <p>廃棄物対策課 農林課 環境交通課</p> |

| 環境基本計画(H25年度改定) 毎年見直し | | | | | | 具体的取組状況(進捗状況) | | | | 担当課 |
|-----------------------|----------------------|--------------------|--------------|------------|---|---|--|---|---|--|
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | |
| No. | 大分類 | 中分類 | 市の取組 | 施策 | 計画 | R3年度までの取組状況 | R4年度取組実績 | R5年度取組予定 | R5以後概ね5年間で取り組む事項 | |
| 10 | ①大気環境の保全と騒音・振動・悪臭の防止 | (4)放射性物質(放射能)と大気汚染 | ①放射性物質汚染の監視 | 空間放射線量の測定 | 小・中学校、保育園・認定こども園、公園等において定期的に空間放射線量を測定します。また、除染のガイドライン基準等を越えた場合は除染します。 | <p>【全般】サーベイメータを2台購入しました。(総務課)</p> <p>【観光施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11か所(スキー場10か所と道の駅南魚沼)で測定しました。(商工観光) <p>【小中、総合支援学校】</p> <p>H23年度から測定を実施し、結果を市ウェブサイトで公表しました。汚泥・枯草等の堆積物で除染のガイドライン基準をこえた地点は除染を実施しました。</p> <p>【保育園、認定こども園】</p> <p>H23年度から公立、私立の全園で年3回測定を実施し、結果を市ウェブサイトで公表しました。</p> <p>【公園】</p> <p>H23年度から2回測定を実施しました。</p> | <p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除染ガイドラインの基準を超えた地点はありませんでした。(総務課) <p>【観光施設】12月に11か所(スキー場10か所と「道の駅南魚沼」)で測定しました。(商工観光課)</p> <p>【小中、総合支援学校】全21校の敷地内で測定(年2回)しました。(学校教育課)</p> <p>【保育園、認定こども園】25か所の園で5月、8月、10月に測定しました。(子育て支援課)</p> <p>【公園】5月、10月に29か所で測定しました。(都市計画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ウェブサイトにおいて、担当施設ごとに掲載していたものを統合し、見やすくしました。(総務課) | <p>【観光施設】11か所(スキー場10か所と「道の駅南魚沼」)を測定します。(商工観光)</p> <p>【小中、総合支援学校】全校で年2回測定を実施し、市ウェブサイトで公表します。(学校教育課)</p> <p>【保育園、認定こども園】全園で年3回測定実施し、市ウェブサイトで公表します。(子育て支援課)</p> <p>【小中、総合支援学校】全校で年2回測定を実施し、結果を市ウェブサイトで公表します。(学校教育課)</p> | <p>【全般】バックグラウンドデータの集積が必要なため、永続的に測定を実施します。(総務課)</p> <p>【観光施設・公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係部署で検討し、計測不要と判断するまで測定を継続します。(都市計画課、商工観光課) <p>【保育園、認定こども園】全園で年3回測定を実施し、結果を市ウェブサイトで公表します。(子育て支援課)</p> <p>【小中、総合支援学校】全校で年2回測定を実施し、結果を市ウェブサイトで公表します。(学校教育課)</p> | 総務課 都市計画課 商工観光課 子育て支援課 学校教育課 |
| 11 | ①大気環境の保全と騒音・振動・悪臭の防止 | (4)放射性物質(放射能)と大気汚染 | ①放射性物質汚染の監視 | 放射性物質検査の実施 | 小・中学校における給食食材及び水道水、下水道汚泥等の放射性物質検査を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・給食のミキシング検査(県の事業): H24年度→各施設年1回(センター3、自校6) H25年度→各施設年2回(センター3、自校6) ・食材検査(市単独検査):3給食センターにおいて、毎週火曜日に3品目の放射性物質の検査を実施しました。ミキシング検査及び食材検査で今までに放射性物質が検出されたことはありませんでした。H29年度で終了としました。(学校教育課) ・H26年度から年6回(H30年度からR2年度までは年3回、R3年度から年1回)、市内3か所(R3年度から1箇所)の処理場の下水道汚泥について、放射性物質の検査を実施しました。(水道課) ・畔地浄水場内外の空間線量は、H23年度定期的に計測を実施しました。また、脱汚泥に含まれる放射性物質検査も定期的に実施しました。(水道課) ・定期的な放射性物質検査として、水道原水並びに水道水の検査を実施しました。(水道課) ・H25年1月以降はいずれも未検出の状態が続いているため、今後は測定頻度を減らして継続実施の予定です。(3センター各6回/年)(学校教育課) | <ul style="list-style-type: none"> ・下水処理場(大和クリーンセンター)1箇所 で下水道汚泥の放射性物質の検査を年1回実施しました。(水道課) ・畔地浄水場の水道原水、水道水の検査は3か月毎に実施しました。脱汚泥の検査は毎月実施しました。(水道課) ・引き続き国、県の情報を密に収集し確認を取っていきます。(学校教育課) | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き下水処理場(大和クリーンセンター)で下水道汚泥の放射性物質の検査を年1回実施します。(水道課) ・畔地浄水場の水道原水、水道水の検査は3か月毎に実施します。脱汚泥の検査は毎月実施します。(水道課) ・引き続き国、県の情報を密に収集し確認を取っていきます。(学校教育課) | <ul style="list-style-type: none"> ・下水処理場(大和クリーンセンター)で下水道汚泥の放射性物質の検査を年1回実施します。(水道課) ・畔地浄水場の水道原水、水道水及び脱汚泥の検査を実施します。(水道課) ・引き続き国、県の情報を密に収集し確認を取っていきます。(学校教育課) | 下水道課 水道課 学校教育課 |
| 12 | ①大気環境の保全と騒音・振動・悪臭の防止 | (4)放射性物質(放射能)と大気汚染 | ②市民への適切な情報提供 | 大気汚染の情報提供 | 放射性物質、PM2.5の注意喚起や、光化学スモッグ注意報などについて迅速に市民に伝達します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・H26年2月からPM2.5について六日町での観測が開始されました。 ・H26年度にPM2.5注意喚起又はその解除に係る連絡体制表を作成しました。 ・各担当課や国県が行った放射性物質調査について市ウェブサイトで公開しました。(総務課) | <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起の事案はありませんでした。(環境交通課) ・光化学スモッグ、PM2.5の注意喚起及び解除に係る連絡体制を確認するため、県主導の訓練が実施されました。(環境交通課) ・各担当課や国県が行った放射性物質調査について市ウェブサイトで公開しました。(総務課) | <ul style="list-style-type: none"> ・県からの通報を受けた場合は速やかに市ウェブサイト、FM放送等により市民に注意喚起します。(環境交通課) ・必要に応じて市関係部署及び関連施設に連絡を取ります。(環境交通課) ・市の災害情報等連絡システムの活用を検討します。(環境交通課・総務課) ・必要な情報が得られた場合は速やかに、市民への情報提供に努めます。(総務課) | <ul style="list-style-type: none"> ・県からの通報を受け、市ウェブサイト、FM放送等により市民に注意喚起をします。 ・市関連施設に情報共有を行います。 ・必要な情報が得られた場合は速やかに、市民への情報提供に努めます。(総務課) | 環境交通課 総務課 |

| 環境基本計画(H25年度改定) 毎年見直し | | | | | | 具体的取組状況(進捗状況) | | | | 担当課 |
|-----------------------|---------------|--------------|--------------------|-------------------|---|---|---|---|---|-----------------|
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | |
| No. | 大分類 | 中分類 | 市の取組 | 施策 | 計画 | R3年度までの取組状況 | R4年度取組実績 | R5年度取組予定 | R5以後概ね5年間で取り組む事項 | |
| 13 | ②水・地盤・土壌環境の保全 | (1)河川などの水質保全 | ①水質管理の推進 | 水質調査の実施 | ・調査の実施と結果を公表します。また、これによる水質が目標類型の基準値内となるように努めます。 | ・県が4か所、市が13か所の地点で年4回の水質調査を実施しています。結果はおおむね良好です。 H29年度 AA類型(1月末現在) H30年度 AA類型(1月末現在) R元年度 AA類型(1月末現在) R2年度 AA類型(1月末現在) R3年度 A類型(1月末現在) | ・AA類型(1月末現在) | ・引続き水質調査を実施します。 | ・引続き水質調査を実施します。 | 環境交通課 |
| 14 | ②水・地盤・土壌環境の保全 | (1)河川などの水質保全 | ①水質管理の推進 | 緊急時対応体制の確立 | ・水質異常など、市民の生命に係わる異常の発生を速やかに把握し、迅速かつ的確な対応ができる体制を確立します。 | ・県環境センターと情報の共有を図り連携して調査する体制が確立しています。特に油漏れ流出事故が多い状況です。 H30年度 対応件数 30件 R元年度 対応件数 41件 R2年度 対応件数 40件 R3年度 対応件数 44件 | ・関係機関による油漏れ流出事故防止対策会議が開催され緊急時の対応体制を確認しました。 ・油漏れ事故に対して、消防、警察、県と連携して対応しました。(1月末現在 30件) | ・現体制を継続します。 | ・現体制を継続します。 | 環境交通課 |
| 15 | ②水・地盤・土壌環境の保全 | (2)地盤沈下対策 | ①地下水に依存しない消融雪方法の検討 | 消融雪システムの研究開発と試験運用 | ・地下水を利用しない消融雪の設備や機能などのシステムを研究開発するとともに、試験的な運用を行います。 | ・H21からH23年度まで西泉田集会所での地中熱による屋根融雪実験、H22からH27年度まで上町エコ住宅での地中熱による屋根融雪実験を実施しました。実験結果の実証をH25、H26に行いました。 ・H29年度以降、八幡保育園で木質ペレットを熱源とするボイラーにより駐車場の融雪をしました。(子育て支援課) | ・警察署新庁舎の地中熱融雪設備導入に係る性能調査を見学し、実現性の情報収集を行いました。(環境交通課) ・八幡保育園で木質ペレットを熱源とするボイラーによる駐車場の融雪をしています。(子育て支援課) | ・警察署新庁舎への地中熱融雪設備導入実現に向けて、県警本部と情報を共有します。(環境交通課) ・八幡保育園で木質ペレットを熱源とするボイラーによる駐車場の融雪を継続します。(子育て支援課) | ・民間事業者からの情報を収集します。 ・他団体の情報を収集するために先進地視察を行います。 | 環境交通課 子育て支援課 |
| 16 | ②水・地盤・土壌環境の保全 | (2)地盤沈下対策 | ①地下水に依存しない消融雪方法の検討 | 消雪パイプ適正管理の推進 | ・地盤沈下への影響を軽減するため、公共道路及び公共施設における消雪パイプの適正な運転管理を徹底します。 ・公的機関管理施設に対し、高性能節水型降雪感知器への切り替えや節水を要請します。 | ・地下水の採取を規制する区域(重点区域)の消雪井戸の改修にあたっては、高性能節水型のコントローラーに変更しています。(建設課) ・実績数 R元年度までに44基/全体80基 R2年度は、SHK-751を5基設置 ・節水について関係機関に対し降雪時期等に依頼しました。(環境交通課) | ・重点区域内において、2基を高性能節水型(SHK-751)に変更しました。(建設課) ・重点区域を優先として、公共施設の降雪感知器を、間欠運転機能付き(節水型)に交換しました。(環境交通課) ・関係機関に対し、降雪時期に節水を依頼しました。(環境交通課) | ・引続き高性能型降雪感知器に順次交換を進めます。ただし、当面は重点区域内で故障及び制御盤の交換を要する場合があります。(建設課) ・降雪時期に文書で依頼します。(環境交通課) ・引続き降雪時期に節水を依頼します。(環境交通課) ・引き続き公共施設の降雪感知器について、間欠運転機能付き(節水型)への交換設置を進めます。(環境交通課) | ・R5年度以降についても、順次高性能型へ変更設置します。(建設課) ・降雪時期に文書で依頼します。(環境交通課) ・公共施設の降雪感知器について、間欠運転機能付き(節水型)への交換設置を進めます。(環境交通課) | 建設課 環境交通課 |
| 17 | ②水・地盤・土壌環境の保全 | (2)地盤沈下対策 | ①地下水に依存しない消融雪方法の検討 | 宅地内の消融雪対策体制の確立 | ・地下水採取条例改正後も引続き事業を継続し、地下水に依存しない消融雪方法を推進します。 | ・克雪すまいづくり支援事業補助金 ・宅地等消雪設備普及促進支援事業補助金 ・流雪溝の整備促進と駅西地区における送水管布設及び中継ポンプ場の建設を実施しました。また、現況の沿道環境を把握し、必要水量の算定見直しを実施しました。 ・新流雪溝ポンプ場建設十二沢川からの水利権取得に向け、水利権申請書を提出し、安定水利権を取得しました。 | ・克雪すまいづくり支援事業(屋根融雪) 6件 ・宅地等消雪設備普及促進事業 1件 ・流雪溝ポンプ場外壁等改修工事 | ・克雪支援関係補助金を継続します。 ・流雪溝の適切な運営に努めます。 ・井戸の設置基準の変更等により、当初計画時と大きな変化があるため、駅西地区の流雪溝設置予定路線沿線で流雪溝組合の設立や加入意向、意見や要望を把握します。 | ・克雪関連の補助金を継続します。 ・井戸設置の規制緩和や、生活様式の変化、多様化している地域ニーズを把握し、最も効果的かつ効果的な事業計画及び運営方法への見直しを検討します。 | 都市計画課 |
| 18 | ②水・地盤・土壌環境の保全 | (2)地盤沈下対策 | ②情報の収集と公開 | 観測機器の整備 | ・地下水位や地盤収縮など、地盤沈下の状況を正確に把握できる観測機器・施設を整備します。 | 下記観測井戸(11か所)を設置しました。 ・観測井戸設置(観測専用井戸) 5か所 本庁舎、市民会館、六中、北辰小、旭町上町線 ・観測井戸設置(消パイ併用井戸) 6か所 塩沢、小栗山、市民病院、東泉田、六日町大和町、美佐島 | ・整備等を要する機器の設置はありませんでした。 | ・観測井戸の情報をリアルタイムでウェブサイト公開するシステムを構築し、常に最新の観測井戸情報を発信します。 | ・観測井戸設備の維持管理をしていきます。 | 環境交通課 |

| 環境基本計画(H25年度改定) 毎年見直し | | | | | | 具体的取組状況(進捗状況) | | | | 担当課 |
|-----------------------|---------------|--------------------|----------------------|------------------------|---|---|---|--|---|--------|
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | |
| No. | 大分類 | 中分類 | 市の取組 | 施策 | 計画 | R3年度までの取組状況 | R4年度取組実績 | R5年度取組予定 | R5以後概ね5年間で取り組む事項 | |
| 19 | ②水・地盤・土壌環境の保全 | (2)地盤沈下対策 | ②情報の収集と公開 | 観測結果の情報の公表と活用 | 観測結果の情報を公表し、市民全体での認識の共有化及び節水意識の向上を図ります。 ・地盤沈下量目標値 1年 2cm以内 10年 20cm以内 | ・地下水位及び地盤収縮量を市内11か所で観測しています。 ・また、県と連携して市内で水準測量を実施、状況を把握・管理しています。 ・観測井及び水準測量のデータを市報等で随時公開し地下水の過剰揚水防止や節水の啓発を促進しました。 ・水準測量結果(最大沈下量/地点) H26 年2.2cm/六中 H27 年0.7cm/八海高 H28 年1.1cm/六中 H29 年1.0cm/六中 H30 年1.1cm/六中 R元 年0.6cm/小栗山 R2 年1.8cm/六中 R3 年2.0cm/六中 | ・地下水観測井戸11か所のモニタリングを実施しました。 ・水準測量結果(最大沈下量/地点) R5.3月中旬公表予定 ・地下水低下警報発令 1回 1/4~1/6 ・警報発令期間中は、休日は1日1回、平日は1日2回(午前9時及び午後3時)、地下水位変動状況を市ウェブサイトにて公開します。 ・警報発令期間以外の12月から3月までは、1日1回、午前9時現在の地下水位情報と地下水位変動状況を市ウェブサイトにて公開します。 ・節水型降雪検知器補助金交付者に稼働時間のデータ提供を依頼し、非節水型との比較結果を公表します。 ・公共施設の降雪検知器について、節水型への交換設置を進めました。 | ・地下水観測井戸11か所のモニタリングを継続して実施します。 ・地下水位等の情報を市ウェブサイトにてリアルタイムで公開します。 ・引き続き観測結果の情報を公表します。 ・公共施設の降雪検知器について、節水型への交換設置を進め、稼働時間等のデータを公表します。 | ・井戸掘削等の時に得られる情報を整理し地下の構造を探ります。 ・観測結果の情報を公表します。 ・公共施設の降雪検知器について、節水型への交換設置を進め、稼働時間等のデータを公表します。 | 環境交通課 |
| 20 | ②水・地盤・土壌環境の保全 | (3)地下水・土壌・農業用水汚染対策 | ①地下水・土壌・農業用水の調査 | 廃棄物埋立処分場等における環境測定調査 | 廃棄物埋立処分場の環境測定調査を行い、周辺地域や下流域への影響、状況把握を行います。 | ・宮及び榊形山最終処分場の周辺環境調査を継続的に実施し、影響がないことを確認しました。また、独自調査に加え、関係地域の要望に沿った調査を実施し、関係集落会議で報告しました。 | ・法に準じた測定により、調査を実施しました。 | ・法に準じた測定及び関係地域との協議により、調査を実施します。 | ・法に準じた測定及び関係地域との協議により、調査を実施します。 | 廃棄物対策課 |
| 21 | ②水・地盤・土壌環境の保全 | (3)地下水・土壌・農業用水汚染対策 | ②農業・肥料・塩類や化学物質等の影響低減 | 関係機関と連携し農薬等の適正使用・管理の指導 | 農業関連機関と連携して、農薬や肥料、塩類の過剰な使用、家畜排泄物の野積み、化学物質の土壌への浸透処理が地下水や土壌に与える影響について周知に努めます。また、農薬の使用計画、管理、廃棄に関する指導の強化を推進します。 | ・JAや土改、県と南魚沼地域における各種協議会を運営しています。そこで農薬等の適正指導について取り組んでいます。 | ・JAや土改、県で南魚沼地域における各種協議会を運営しています。そこで農薬等の適正指導について行いました。 | ・引き続き協議会で指導します。 | ・南魚沼地域における各種協議会で協議し、指導します。 | 農林課 |
| 22 | ②水・地盤・土壌環境の保全 | (4)上下水道の活用 | ①水道水源と水質の保全 | 水源の水質保全と危機管理体制の確立 | 南魚沼市水環境保全条例に基づく水道水源保全のための遵守規定の周知を図ります。また、不測の事態に備え、危機管理体制を確立します。 | ・水道水源の保全管理を実施しました。 ・農薬の使用状況を調査しました。 ・原水汚染対策(病原性微生物・油脂類等)を実施しました。 ・上田、石打、舞子地区に非常用水源(深井戸2井)を整備しました。 | ・水道水源の保全管理および原水汚染対策(病原性微生物・油脂類等)を実施しました。 ・農薬の使用状況を調査しました。 | ・水道水源の保全管理および原水汚染対策(病原性微生物・油脂類等)の継続と農薬の使用状況を調査します。 ・塩沢、六日町、大和の区域でも非常用水源の整備を進める予定です。 | ・水道水源の保全管理および原水汚染対策(病原性微生物・油脂類等)の継続と農薬の使用状況を調査します。 ・塩沢、六日町、大和の区域でも非常用水源の整備を進める予定です。 | 水道課 |
| 23 | ②水・地盤・土壌環境の保全 | (4)上下水道の活用 | ②汚水処理施設の活用促進 | 下水道への接続促進 | ・下水道への接続を推進します。 ・今後も市報等に接続促進・接続融資制度説明を掲載し、接続を推進します。 | ・下水道整備済み地区における未接続者(約1,500世帯)へ、接続依頼の通知(Q&A・補助事業説明含む)を送付し、接続を依頼しました。 ・水洗化率 92.2% | ・市報で接続促進、融資制度説明等を掲載しました。 ・未接続者への接続依頼文書を送付しました。 | ・市報等に接続促進・接続融資制度説明を掲載し、接続を推進します。 ・未接続者への接続依頼文書を送付します。 | ・今後も市報等に接続促進・接続融資制度説明を掲載し、接続を推進します。 ・コロナ禍の状況が収まれば、接続推進員を導入を検討し、未接続者に下水道への接続を直接働きかけます。 ・令和6年度までに水洗化率93%を目指します。 | 下水道課 |

| 環境基本計画(H25年度改定) 毎年見直し | | | | | | 具体的取組状況(進捗状況) | | | | 担当課 |
|-----------------------|--------------------|--------------------|----------------------|-----------------------|---|--|---|---|---|-------------|
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | |
| No. | 大分類 | 中分類 | 市の取組 | 施策 | 計画 | R3年度までの取組状況 | R4年度取組実績 | R5年度取組予定 | R5以後概ね5年間で取り組む事項 | |
| 24 | ③環境犯罪を許さない安全な地域づくり | (1)環境犯罪の防止・相談体制づくり | ①不法投棄の防止 | 啓発活動の推進 | ・市報、ウェブサイト、ポスター、チラシなどによる不法投棄防止の啓発。魚沼地区廃棄物不法処理防止連絡協議会、県環境センター、警察署と連携した啓発活動の実施。 | ・魚沼地区廃棄物不法処理防止連絡協議会と連携した啓発活動を実施しました。H26年度は余川地区で、H27年度は大沢山で不法投棄物の大規模撤去作業を実施しました。報道機関へ情報提供を行いました。 ・行政区への不法投棄防止啓発看板を支給しました。 ・地域との連携による取組みや不法投棄の実態について、ウェブサイトやSNS等を活用し、リアルタイムで掲載しました。 ・新潟県「不法投棄ストップ！県民ウイークにいがた」に併せて不法投棄防止の巡回広報及びパトロールを実施しました。 ・不法投棄発生件数 H30年度 43件 R元年度 56件 R2年度 47件 R3年度 37件 | ・市報、ウェブサイト、SNS、ポスター、チラシなどによる不法投棄防止の啓発をしました。 ・行政区へ不法投棄防止啓発看板を支給しました。 ・「5月30日ごみゼロの日」に併せた啓発ポスターの掲示を本庁舎、大和庁舎、塩沢庁舎、市立図書館、金城の里で実施しました。 ・新潟県「不法投棄ストップ！県民ウイークにいがた」に併せて広報車による不法投棄防止の巡回広報及びパトロールを実施しました。 ・不法投棄発生件数(R5.1末) 21件 | ・市報、ウェブサイト、SNS、ポスター、チラシなどによる不法投棄防止の啓発に努めます。 ・魚沼地区廃棄物不法処理防止連絡協議会と連携した啓発活動を実施します。 ・新潟県「不法投棄ストップ！県民ウイークにいがた」とあわせた不法投棄物の撤去作業及び定期的な地域巡回を実施します。 | ・市報、ウェブサイト、SNS、ポスター、チラシなどによる不法投棄防止の啓発に努めます。 ・魚沼地区廃棄物不法処理防止連絡協議会と連携した啓発活動を実施します。 ・新潟県「不法投棄ストップ！県民ウイークにいがた」とあわせた不法投棄物の撤去作業及び定期的な地域巡回を実施します。 | 廃棄物対策課 |
| 25 | ③環境犯罪を許さない安全な地域づくり | (2)有害化学物質の適正管理 | ①化学物質の使用状況把握と指導体制の確保 | 学校・公共施設での化学物質の適正使用・管理 | 学校や公共施設で 사용되는化学物質の適正使用と管理を徹底します。 | ・鍵での保管等規則で定められた管理を行っています。 ・学校プールの塩素使用において不適切な対応があり環境破壊をしてしまった経験から、管理方法を一部変更しました。 | ・薬剤の保管や購入方法に関して管理、指導を行って適切な運用を行いました。 | ・購入方法や保管方法に関しては、学校教育課が主導して管理します。さらに、各学校管理職に危険性の指導を引続き行います。 | ・保管規則の遵守を徹底します。 | 学校教育課 |
| 26 | ④快適な生活環境づくり | (1)都市環境計画の推進 | ①都市環境の改善 | 土地区画整理事業等の検討 | 住宅、緑化、交通、地盤沈下や洪水など、都市部が抱える様々な環境問題を解消するため、土地区画整理事業など様々な整備手法の推進を検討します。 | ・塩沢駅前地域の環境改善事業として、街路事業と合わせた街路沿道整備事業(ミニ区画整理事業)を実施しました。 ・関係地権者などに対し、個別の意向調査を行いました。 | ・塩沢駅前地域の環境改善事業として、街路事業と合わせた街路沿道整備事業(ミニ区画整理事業)を継続しました。 | ・関係地権者などの意向を確認しながら、街路沿道整備事業(ミニ区画整理事業)を推進します。 | ・塩沢駅前地域での環境改善の手法として、街路事業と密接な連携を図りながら沿道整備街路事業(ミニ区画整理事業)を推進します。 | 都市計画課 |
| 27 | ④快適な生活環境づくり | (1)都市環境計画の推進 | ②災害に強い都市づくり | 地盤沈下対策の強化 | ・重点区域や沈下が懸念されるその周辺区域における地下水の揚水量の削減を図るとともに地下水に依存しない消融雪を推進します。 | ・重点区域及びその周辺区域の消雪井戸の改修にあたっては、高性能節水型スノーコンに切替えています。 【実績数】H24年度 4基、H25年度6基、H26年度4基、H27年度5基、H28年度4基、H29年度14基、H30年度21基、R元年度15基、R2年度13基、R3年度10基 | ・重点区域及びその周辺区域で高性能節水型スノーコン5基を設置(交換)しました。(建設課) | ・引続き高性能節水型スノーコンへの切り替えを進めます。(建設課) | ・R5年度以降についても、計画に基づき順次高性能節水型スノーコンへ切替設置を進めます。 | 建設課 |
| 28 | ④快適な生活環境づくり | (2)都市緑化の推進 | ①緑豊かなまちづくりの推進 | 県民運動との連携 | 『にいがた「緑」の百年物語：木を植え、緑を守り育てる県民運動』と連携した緑化活動を推進します。 | 『緑の百年物語』等の支援事業を情報提供・募集し、地域活動の支援を実施しています。募金による収益で活動を補助しています。 H23年度～R3年度 32件 | ・3団体(六日町小学校ほか2団体)へ計45万円の助成を実施しました。 | ・引続き市報で公募し、実施予定です。 | ・引続き地域活動の支援を実施していきます。 | 農林課 |
| 29 | ④快適な生活環境づくり | (3)都市型洪水の防止 | ①洪水防止設備の整備推進 | 雨水排水施設の整備推進 | 市街地における降雨時の浸水対策のために、雨水排水施設の整備を推進します。 | ・十二沢川への雨水流入を抑制するため田んぼダム3.2haを県が整備しました。(建設課) ・市街地での浸水対策のため、側溝改良事業に着手しました。(市道駅裏小栗山線) ・市道旭町上町線の道路改良事業に合わせ寺裏雨水幹線の改修に着手し、L=183m(全体345m)を実施しました。(下水道課) ・東裏雨水幹線改修を実施しました。(下水道課) | ・引続き寺裏雨水幹線改修を実施しました(L=65.0m)。(下水道課) ・引続き市道駅裏小栗山線で、側溝改良事業を実施しました。(建設課) | ・引き続き地元の理解を得ながら事業を実施していきます。(建設課・下水道課) ・寺裏雨水幹線改修の完了を目指します。(下水道課) ・大和地区の雨水出水浸水想定区域図を作成します。(下水道課) | ・引き続き地元の理解を得ながら事業を実施していきます。(建設課・下水道課) ・六日町・塩沢地区の雨水出水浸水想定区域図を作成します。(下水道課) | 下水道課 建設課 |

| 環境基本計画(H25年度改定) 毎年見直し | | | | | | 具体的取組状況(進捗状況) | | | | 担当課 |
|-----------------------|-------------|------------------|----------------------|--------------------|---|--|---|---|---|--------------|
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | |
| No. | 大分類 | 中分類 | 市の取組 | 施策 | 計画 | R3年度までの取組状況 | R4年度取組実績 | R5年度取組予定 | R5以後概ね5年間で取り組む事項 | |
| 30 | ④快適な生活環境づくり | (4)災害時の環境対策 | ②災害に強いまちづくり | 治山事業の推進 | 地域の山地の保全を図るため、山地の荒廃防止や荒廃地の復旧対策を推進します。 | ・県営治山事業の要望実施及びH23豪雨災害の緊急対策として県単市営治山事業を実施しました。(市営H23:6か所、H24:3か所、H25:3か所、H26:1か所、H27:2か所、H28:2か所、H29:1か所、H30:1か所、R元:0か所、R2:0か所 R3:0か所) | ・県営治山事業で寺尾、山崎、大桑原、九日町、四十日、永松で土砂の流出抑止や崩落を防止する工事等を実施しました。 ・小規模県営治山事業で大沢、深沢、片田で山地防災対策、谷止工修繕を実施しました。 | 引き続きR5年度も県営治山事業の要望実施と必要に応じた県単市営治山事業の実施を検討します。 | 引き続き県営治山事業の要望箇所の事業化の協議と必要に応じた県単市営治山事業の実施を検討します。 | 農林課 |
| 31 | ④快適な生活環境づくり | (5)雪の中の暮らしやすさの推進 | ①住宅密集地における除雪・消雪体制の整備 | 除雪ボランティア等各種支援体制の構築 | 高齢者の除雪作業の負担を軽減するため、除雪ボランティアなど各種支援体制の構築を図り、地域で支えあう環境づくりを推進します。 | ・高齢者等の住宅除雪援助事業を実施していますが、家屋周りの除雪や玄関前の道付け等、事業の対象外の部分で除雪作業に苦慮している方については、社協の行う除雪ボランティアによる支援が受けられるように仲介しています。 ・除雪ボランティアなどによる支援体制としては社会福祉協議会が行っています。 ・除雪ボランティア活動者延数 H21年度201人、H22年度217人、H23年度234人、H24年度247人、H25年度142人、H26年度327人、H27年度1人、H28年度115人、H29年度177人、H30年度136人、R元年度34人、R2年度180人、R3年度145人 | ・今年度も社協と相互災害応援協定を締結している埼玉県深谷市社協の除雪ボランティアバスの定期運行や、社協と南魚沼市観光協会が連携し、首都圏の方を対象にボランティア体験ツアーを開催し、要配慮世帯の除雪ボランティア活動を行っています。また、急な依頼には地元のボランティアに依頼をかけた活動を行っています。 ・令和5年1月17日までに、活動件数2件となっています。 | ・社協、民生委員、ボランティア団体等と連携し、周知活動を行いながら、地元市民の除雪ボランティアの登録者数を増やします。 ・地元除雪ボランティアを中心に、関東圏からのボランティアを指導しながら、除雪を必要とする世帯に対し、切れ目ない支援を進めていきます。 ・5年度についてもボランティアの安全を確保するため、屋根雪除雪は行わず、下雪除雪のみの活動とします。 | ・市社協との連携を図ります。 | 福祉課 |
| 32 | ④快適な生活環境づくり | (5)雪の中の暮らしやすさの推進 | ②環境負荷を軽減した克雪の推進 | 克雪住宅の研究と普及促進 | ・豪雪地帯の住宅密集地が抱えるさまざまな問題を検討するとともに、地下水や化石燃料に依存しない、環境負荷の少ない克雪住宅の研究開発と普及促進を図ります。 | ・地下水を利用しない克雪住宅の普及のため、補助事業を実施しました。 ・克雪すまいづくり支援事業90件 38,814千円(H22年～ R3年)、宅地等消雪設備普及促進事業 47件 14,703千円(H17年～ R3年)(都市計画課) | ・克雪すまいづくり支援事業 6件 ・宅地等消雪設備普及促進事業 1件(都市計画課) | ・補助支援事業を継続します。(都市計画課) | ・今後も補助制度を継続予定です。(都市計画課) | 都市計画課 |
| 33 | ④快適な生活環境づくり | (5)雪の中の暮らしやすさの推進 | ②環境負荷を軽減した克雪の推進 | 新エネルギーを導入した融雪の推進 | ・地下水や化石燃料に依存しないクリーンな新エネルギーを利用した融雪方式の導入を推進します。 | ・H21～H23西泉田集会所、H22～H27上町エコ住宅での地下水熱のみによる屋根融雪実験を実施しました。 | ・警察署新庁舎の地中熱融雪設備導入に係る性能調査を見学し、実現性の情報収集を行いました。 | ・警察署新庁舎への地中熱融雪設備導入実現に向けて、県警本部と情報を共有します。 | ・事業者や他団体の情報を収集し、取組めます。 | 環境交通課 |
| 34 | ④快適な生活環境づくり | (6)良好な景観の創造と継承 | ①良好な景観の保全と創造 | 里地景観の保全 | 水田や魚野川、里山がつくる里の景観を保全します。そのために関連機関と連携し、荒廃農地・里山などへの対応を検討します。 | ・H23に県緊急雇用事業(美しい里山)と市緊急雇用事業(豊かな森再生)を、船ヶ沢新田、山口、長崎で実施しました。 ・「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」の周知啓発に取組み、H26～H28の3か年で、3団体が年実施しました。H29～R元の3か年では、2団体が実施しました。 ・H26～「多面的機能支払交付金」を市内全域の12地区で取組みを開始しました。(農林課) ・農地パトロールを実施しました。(農業委員会) | ・「多面的機能支払交付金」を市内全域の12地区で取組、カバー率96%(農林課) ・0.3haが荒廃農地から農地への再生が行われました。(農業委員会) | 引き続き、関連機関と連携し、荒廃農地・里山などへの取組みを支援します。(農林課) ・年2回の農地パトロールを行い、荒廃農地所有者等へ利用意向調査を実施します。(農業委員会) | ・農地パトロールを行い荒廃農地の発生防止、解消に取組みます。(農業委員会) | 農林課 農業委員会 |

| 環境基本計画(H25年度改定) 毎年見直し | | | | | | 具体的取組状況(進捗状況) | | | | 担当課 |
|-----------------------|-------------|----------------|--------------|--------------|--|--|--|--|--|------------------|
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | |
| No. | 大分類 | 中分類 | 市の取組 | 施策 | 計画 | R3年度までの取組状況 | R4年度取組実績 | R5年度取組予定 | R5以後概ね5年間で取り組む事項 | |
| 35 | ④快適な生活環境づくり | (6)良好な景観の創造と継承 | ②歴史や文化・景観の継承 | 生活技術の伝承活動 | 地域に伝わる暮らしの知恵を先人から学び、次世代に継承し、現在の生活を見直すとともに循環型社会のあり方について意識啓発を図ります。 | 【浦佐公民館】 ・毎年12月にしめ縄づくり教室を開催しました。 【旧藪神分館】 ・わら細工教室を毎年11月から12月にかけて、4年生から6年生を対象に3回に分けて開催しました。 【旧東分館】 ・6月に雷土城址をトレッキング、12月にしめ縄づくり教室を実施しました。 【五十沢公民館】 ・さいの神を毎年1月に実施しています。 | 【しめ縄づくり教室】 12月に一般及び小学生を対象に開催。参加者は一般13人、小学生4人。(社会教育課) 【郷土学習】 八海醸造(株)から協力いただき、食文化の一つである発酵技術を学ぶとともに、甘酒を使った調理を行いました。参加者は小学生を対象に28人。(社会教育課) ・旧分館事業を引き継いだ六日町地域・大和地域の協議会で、さいの神やわら細工などの伝統行事を実施しています。(UIときめき課) | ・技術の伝承及び次世代継承を意識した事業を継続するとともに、新たな事業の企画が可能か検討を進めていきます。(社会教育課) ・引き続き、各地域づくり協議会の方針に基づき事業を進めていき、市として可能な限りの支援を行っていきます。(U&Iときめき課) | ・地域に伝わる知恵や技術、伝統を学びつつ、次の世代に継承することで、「学びの郷南魚沼」の目指す世代間の交流「学びの循環」を促進します。 | 社会教育課 UIときめき課 |
| 36 | ①自然環境の保全 | (1)水辺環境の保全 | ⑤市民による水辺環境保全 | 水辺クリーン運動の実施 | 住民主体による水辺の清掃や草刈りなどの保全活動を促進します。 | ・市内各行政区の他、各種団体ボランティアが水辺の清掃等についての活動をしました。 | ・ふれあい魚野川プロジェクト推進協議会で河川美化活動として草刈り、ゴミ拾い等の作業を行いました。(建設課) ・市内各行政区の一斉清掃時に清掃を行いました。 ・魚沼漁協、湯沢砂防ほか河川一斉清掃を行いました。 | ・引き続き、民間のボランティア団体を中心に、河川美化活動として草刈り、ゴミ拾い等の作業を実施します。 | ・水辺環境保全に各種団体ボランティアの参加を啓発します。 | 建設課 |
| 37 | ①自然環境の保全 | (2)森林環境の保全 | ①森林の多面的機能の保全 | 二酸化炭素固定機能の保全 | ・森林の二酸化炭素固定機能が十分発揮できるように、間伐や下草刈りなどの適正な維持管理を図るとともに、木材の循環的な利活用を推進します。 ・カーボンオフセット販売目標量 100t/年 | ・分収造林事業(市行造林)、森林整備加速化事業(集落有林等)、民有林保育事業(私有林)で、人工林の保育事業を実施しました。その一部を対象としてH25からカーボンオフセットクレジット1,482t-CO2を創出しました。 ・H29、カーボンオフセットクレジット販売促進のため、県内3銀行とコーディネーター契約を締結しました。 ・H25～R3カーボンオフセットクレジット累計販売量:886t | ・分収造林事業(市行造林)6.57ha ・森林資源活用事業(集落有林等)2.29ha ・民有林保育事業(私有林)7.60ha ・利用間伐等を実施しました。 ・カーボンオフセットクレジット販売量R5.1月末 172t(うちコーディネーターによるもの26t) 年間達成率 172t/100t=172%(環境交通課) | ・計画的に、分収造林事業、森林資源活用事業、民有林保育事業で、人工林の保育事業や利用間伐を実施します。 ・カーボンオフセットクレジット販売を促進します。 ・コーディネーター制度を活用します。 | ・人工林の保育事業を実施します。 ・カーボンオフセットクレジットの販売を促進(目標100t/年)します。 | 農林課 環境交通課 |
| 38 | ①自然環境の保全 | (2)森林環境の保全 | ②森林資源の保全と活用 | 里山の保全 | 地域や個人で所有する里山では、広葉樹を主とした森林が育まれ、地域の歴史の中でさまざまな活用がされてきました。これらの里山の森林を地域で共有する森林資源として再認識し、地域や所有者などと連携した保全・再生を推進します。 | ・H23に県緊急雇用事業(美しい里山)と市緊急雇用事業(豊かな森再生)を、船ヶ沢新田、山口、長崎で実施しました。 ・「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」の周知啓発に取組み、H26～H28の3か年で、3団体が年実施しました。H29～R元の3か年では、2団体が実施しました。 | ・令和4年度より、「ふるさと里山再生整備(緊急5ヶ年)事業により、10地区、22haの里山再生整備事業を実施しました。(主伐、間伐、枝打ち、下刈り等(森林環境譲与税を活用し、補助率90%としています。)) | ・市報等での啓発活動と実施団体への継続した支援を行います。 ・引き続き「ふるさと里山再生整備(緊急5ヶ年)事業により、里山再生整備を実施する。 | ・地元の意向を踏まえ、各種支援事業の研究検討を進めていきます。 ・「ふるさと里山再生整備(緊急5ヶ年)事業」により、里山再生整備を実施します。 | 農林課 |
| 39 | ①自然環境の保全 | (2)森林環境の保全 | ②森林資源の保全と活用 | 間伐材利活用の研究開発 | ・地域産の間伐材を利活用するための、関連機関への調査や意見交換を行い、利活用を推進します。 | ・H21から『ペレットストーブ設置等補助金』事業を創設し、間伐材等の利用促進を進めています。 ・H21～29実績計100台、701万円の補助金を交付しました。 ・H21 バイオマスタウン構想を策定しました。 ・H22に浦佐認定こども園、H28に八幡保育園、H29に牧之保育園にペレットボイラーを導入しました。 | ・木質バイオマスターブ等設置補助金を交付しました。(20件 計160万円) ・魚沼定住自立圏構想の中で、魚沼市・湯沢町と補助事業の内容等について情報共有しました。 | ・木質バイオマスターブ等設置補助金事業の効果を検証しながら、引き続き間伐材の利用研究を進めていきます。 ・魚沼定住自立圏構想において、制度内容を引き続き検討します。 | ・木質バイオマスターブ等設置補助金事業の効果を検証しながら、引き続き間伐材の利用研究を進めていきます。 | 農林課 環境交通課 |

| 環境基本計画(H25年度改定) 毎年見直し | | | | | | 具体的取組状況(進捗状況) | | | | 担当課 |
|-----------------------|--------------|---------------|--------------------|-----------------------|---|--|--|---|--|---------------------------|
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | |
| No. | 大分類 | 中分類 | 市の取組 | 施策 | 計画 | R3年度までの取組状況 | R4年度取組実績 | R5年度取組予定 | R5以後概ね5年間で取り組む事項 | |
| 40 | ①自然環境の保全 | (2)森林環境の保全 | ②森林資源の保全と活用 | 地域産木材の活用 | ・地域産の木材の活用を促進するとともに外国産材から地域産木材への切替え対策を推進します。 | ・H23から『南魚沼の木で家づくり補助金』の新規事業を創設し、利用促進を進めています。 ・H23～R3年度実績計125件、5,650万円補助金交付しました。 | ・南魚沼の木で家づくり補助金9件 計450万円交付 | ・補助金事業の効果検証をしつつ引き続き地域産材の利用研究を進めていくとともに、公共施設での利用促進に努めます。 ・木材利用促進に関する法律が変わり、民間施設でも木材利用促進を引き続き行います。 | ・『南魚沼の木で家づくり補助金』事業を効果検証しながら継続するとともに、公共施設での利用促進に努めます。 ・R3年10月より、木材利用促進に関する法律が変わり、公共建築物民間建築物等にも木材利用促進を引き続き行います。 | 農林課 |
| 41 | ②自然とのふれあいの推進 | (1)豊かな自然の活用 | ①山岳資源体験施設の整備 | 上越国境の山岳地帯の一体的管理の推進 | ・上越国境山岳地域の一体的な保護と管理を推進します。 | ・巻機山環境保全ボランティア団体が行う保全活動の資材を市の事業(県事業のバックアップ)での輸送時に一緒に輸送しています。また、保全活動で使っている資材のうち、植生ネットを市が購入しています。 ・群馬県みなかみ町に谷川自然保護官事務所が設置され、森林保護官が配置されました。 ・植生の復元した箇所には立ち入らないよう立ち入り禁止の看板を市が設置しました。 | ・巻機山の植生保護のために、巻機山環境保全ボランティア団体が行う保全活動のPR及び県事業(木道整備)のバックアップを実施しました。 | ・巻機山環境保全ボランティア団体から要請があれば、可能な範囲で支援していきます。 ・引き続き、県事業(木道整備)のバックアップを実施予定です。 | ・巻機山環境保全ボランティア団体から要請があれば、可能な範囲で支援していきます。 ・引き続き、県事業(木道整備)のバックアップを実施予定です。 | 商工観光課 |
| 42 | ②自然とのふれあいの推進 | (1)豊かな自然の活用 | ②雪と親しめる環境づくり | 雪と親しめる施設の整備 | 南魚沼市雪まつり、しおざわ雪譜まつり、浦佐裸押し祭り、一の宮等冬期イベントやスキー場等の有効活用を図ります。 | ・南魚沼市観光協会と協力してスキー場と雪まつりの広報及びパンフレットを作成しました。 ・スキー場協議会と協力して、小・中・高校生向けの市内共通リフト乗車証を発行しました。 ・R2～R3は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため各種イベントは中止になりました。 | ・南魚沼市雪まつりは新型コロナウイルス感染症拡大予防のため延期し、代わりにパネル展を実施予定です。 ・浦佐裸押し祭り、一の宮農具市は実施予定です。 ・小中高校生向けの市内共通リフト乗車証発行を継続しました。(商工観光課) | ・イベント広報、小中高校生向けの市内共通リフト乗車証発行を継続予定です。 | ・スキー場等の既存施設、祭り・イベントの広報及び小・中・高校生向けの市内共通リフト乗車証発行を継続します。 | 商工観光課 |
| 43 | ②自然とのふれあいの推進 | (2)ふれあいの機会の提供 | ①自然とふれあう機会の充実 | 学校登山の推進 | 子ども達の年齢や体力に則した登山コースを設定し、学校教育の中で地域の素晴らしい自然環境の体験と自然と接するルールの習得を図ります。 | ・小中総合支援学校中約半数の学校で実施中です。 | ・小中総合支援学校21校中6校で実施しました。 | ・小中総合支援学校21校中6校で実施予定です。 | ・地域の自然環境を体験し、ふるさとの素晴らしさを体験する目的で継続実施します。 | 学校教育課 |
| 44 | ②自然とのふれあいの推進 | (2)ふれあいの機会の提供 | ①自然とふれあう機会の充実 | 雪の利活用に関する情報発信と利雪対策の推進 | ・利雪について市民、事業者、行政が意見や情報を交換できる体制を整備するとともに、得られた意見や情報に基づいた対応策や改善策を推進します。 ・雪資源活用事業を推進します。 | ・新潟県雪冷熱活用推進協議会に市を特別会員として登録しました。 ・南魚沼市舞子地内に雪2,000㎡を保存し、首都圏等でのイベントや環境省実証事業に活用しました。 ・R3に雪資源の産業活用のための勉強会を組織化しました。(環境交通課・UIときめき課) | ・雪資源をワクチン接種会場の冷却用に活用しました。(UIときめき課) ・R3に組織化した雪の勉強会で、利雪の取組や可能性など研究しました。(環境交通課・UIときめき課) | ・さいたま市、江戸川区及び渋谷区とは今後も各種イベント等で協力して雪資源をPRしてまいります。(UIときめき課) ・組織化した勉強会を通じて、エネルギーとしての「利雪」についての調査研究を進めます。(環境交通課・UIときめき課) | ・雪冷熱については引き続き地域に活用可能な手法の研究を継続し、情報発信に努めます。 ・雪室や雪冷房の導入を進め、再生可能エネルギーとしての普及に努めます。 | 環境交通課 商工観光課 UIときめき課 |
| 45 | ②自然とのふれあいの推進 | (2)ふれあいの機会の提供 | ③自然とのふれあいを深める人材の育成 | 山菜資源の継承の推進 | 地域に根ざした山菜文化の保護と普及を図るとともに、次世代への継承を推進します。 | ・教育体験旅行として小中学校の児童生徒を受け入れました。また、新潟県グリーンツーリズム全体交流会を初の民間主体で実施し、ワークショップには99人が参加しました。 | ・教育体験旅行として小学校6校、中学校6校合計955人を受け入れ見込みです。 | ・教育体験旅行受入れ、農家部会・教育旅行部会による受入体制強化を図ります。 | ・グリーンツーリズム、小中学校の教育体験旅行受入数アップ及び受入体制強化、着地型観光ルート、飲食店、宿泊施設の紹介します。 | 商工観光課 |

| 環境基本計画(H25年度改定) 毎年見直し | | | | | | 具体的取組状況(進捗状況) | | | | 担当課 |
|-----------------------|-----------------|------------|---------------|--------------------|--|---|---|--|---|--------------------|
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | |
| No. | 大分類 | 中分類 | 市の取組 | 施策 | 計画 | R3年度までの取組状況 | R4年度取組実績 | R5年度取組予定 | R5以後概ね5年間で取り組む事項 | |
| 46 | ①廃棄物の減量と適正処理の推進 | (1)一般廃棄物対策 | ①ごみを出さない体制づくり | ごみ処理の適正化 | ・可燃ごみ、不燃ごみ処理施設での事業ごみ受入基準を見直し、搬入される廃棄物の適正処理を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・受入基準を見直し、事業所から排出される産業廃棄物の処理の適正化を推進しました。 ・H30年度し尿等受入施設供用開始に伴う浄化槽汚泥等の処理体制を構築しました。 ・事業系ごみの分別リサイクルを図るため排出量調査を行いました。 ・家庭から排出されるごみの内容(容器包装、紙類の分別状況や食品ロス)の状態を把握するための内容物調査(年4回)を行いました。調査結果は市報、SNSに掲載しました。 ・5月30日(ゴミゼロ)に合わせて各庁舎及び市立図書館、金城の里でも結果を掲示しました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・許可業者から聞き取りを行い、ごみ処理の適正化を指導しました。 ・家庭から排出されるごみの内容(容器包装、紙類の分別状況や食品ロス、製品プラスチック)状態を把握するための内容物調査を行いました。調査結果は市報、SNSに掲載しました。 ・5月30日(ゴミゼロ)に合わせて各庁舎及び市立図書館、金城の里でも結果を掲示しました。 ・事業系ごみの適正な受入を図るためごみ質調査を実施しました。 ・イベント会場におけるごみ発生状況や分別状況を把握するため、湯沢町と合同で現地調査を実施しました。 ・リサイクルセンターから排出される不燃性残渣について、建設資材への実証実験を実施しました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新ごみ処理施設整備に向けて、産業廃棄物の取扱いを検討します。 ・家庭から排出されるごみの内容(容器包装、紙類の分別状況や食品ロス)状態を把握するための内容物調査を行います。 ・事業系ごみの適正な受入を図るためごみ質調査を継続します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在受入している産業廃棄物について、事業所と協議し、産業廃棄物処理施設での処理を推進します。 ・新ごみ処理施設整備に向けて、産業廃棄物の取扱いを検討します。 ・事業系ごみの適正な受入を図るためごみ質調査を継続します。 | 廃棄物対策課 新ごみ処理整備室 |
| 47 | ①廃棄物の減量と適正処理の推進 | (1)一般廃棄物対策 | ①ごみを出さない体制づくり | ごみの分別の対応と市民への周知・啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック、家庭ごみ収集カレンダーによる分別収集の徹底。事業ごみガイドブックによる事業ごみの適正処理の徹底。市報、ウェブサイト、ふれあい講座等による市民や事業者へ周知・啓発を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・H23年度から容器包装ごみの分別収集、26年度から古着古布の無料回収、27年度から不用食器の無料回収を実施しました。市報、ウェブサイトに掲載しました。 ・地域住民の学習の機会として、ふれあい講座を開催し、分別収集の周知・啓発を図りました。 ・不要となった携帯電話・スマートフォンの回収を行いました。 ・宅配便によるパソコン、小型家電の無料回収の利用を推進しました。 ・「食品ロス実態調査」結果について、SNSで公開しました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き不要となった携帯電話・スマートフォンの回収を行いました。 ・宅配便によるパソコン、小型家電の無料回収の周知を行い利用を推進しました。 ・「5月30日ゴミゼロの日」に併せた啓発ポスターの掲示を本庁舎、大和庁舎、塩沢庁舎、市立図書館、金城の里で実施しました。 ・「食品ロス実態調査」等の結果を踏まえ女性学級等で食べ残しゼロの啓発活動を行いました。 ・塩沢つむぎ通り「軽トラ市」でアルミ缶回収とごみアンケート調査を実施しました。(7月～11月) ・家庭ごみ収集カレンダーのデザインを見直しました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ガイドブック、カレンダーによる分別収集及び事業ごみガイドブックによる事業ごみの適正処理の徹底に努めます。市報、ウェブサイト、ふれあい講座等による市民や事業者へ周知・啓発を図ります。 ・宅配便によるパソコン、小型家電の無料回収の周知を行い利用を推進します。 ・家庭ごみ収集カレンダーの見やすさについてさらに検討します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ガイドブック、カレンダー、ふれあい講座による市民や事業者への周知・啓発を図ります。 ・宅配便によるパソコン、小型家電の無料回収の周知を行い利用を推進します。 | 廃棄物対策課 |

| 環境基本計画(H25年度改定) 毎年見直し | | | | | | 具体的取組状況(進捗状況) | | | | 担当課 |
|-----------------------|-----------------|------------|-------------|-------------------|---|---|--|---|---|----------------------|
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | |
| No. | 大分類 | 中分類 | 市の取組 | 施策 | 計画 | R3年度までの取組状況 | R4年度取組実績 | R5年度取組予定 | R5以後概ね5年間で取り組む事項 | |
| 48 | ①廃棄物の減量と適正処理の推進 | (1)一般廃棄物対策 | ②環境行政の効率化推進 | 組織・業務の見直し | ・可燃ごみ、不燃ごみ、埋立施設の延命化と経費面を総合的に判断し、効率的なごみ処理計画を推進します。 ・生活環境の保全、ごみ処理施設の適切な管理運営を推進するため、組織体制と業務内容の見直しを図ります。 | ・H28・29年度の2か年で、し尿等受入施設を建設しました。 ・H27年2月3日、2市1町で新ごみ処理施設を整備し運営することで合意しました。H27年4月から新ごみ処理準備係を設置しました。建設候補地、ごみ処理方式などを協議しました。(H31 新ごみ処理施設整備室へ格上げ) ・H30年度し尿処理施設の用途変更を行い、可燃ごみ・不燃ごみ処理施設の排水処理設備としました。 ・可燃及び不燃ごみ処理施設の延命化のため「施設整備計画」を策定しました。 | ・南魚沼市民を対象とした先進地視察を計画しましたが、新型コロナ拡大のため中止しました。 ・環境省シンポジウム「地域循環共生圏形成における廃棄物エネルギー利用施設の果たす役割と可能性」にウェブ参加しました。 ・令和3年3月に2市1町の広域ごみ処理の枠組みを解消し、改めて湯沢町と1市1町で取り組むことになりました。 ・広域ごみ処理の枠組みが1市1町となったことにより、新たな建設候補地の選定を行うことになりました。 ・1市1町の新たな新ごみ処理施設整備方針を策定しました。 ・新ごみ処理施設の建設予定地が決定しました。 ・国に循環型社会推進地域計画を提出します。 ・新ごみ処理施設整備基本計画を策定しました。 ・「施設整備計画」に基づくごみ処理施設の延命化工事を継続します。 ・リサイクルセンターの業務効率化のため、アルミ缶の中間処理を省略しました。 ・榊山最終処分場における地域との協定期間満了に関する協議を行いました。 | ・引続きごみ処理施設の延命化対策を実施します。 ・榊山最終処分場の今後に向けた地元及び県との協議や跡地利用の検討について継続します。 ・新ごみ処理施設建設に向け、新ごみ処理施設整備基本計画設計の策定、生活環境影響調査、測量調査、地歴調査の業務を行います。 | ・新ごみ処理施設の設計、整備、運営方法など、整備計画を推進します。 ・引続きごみ処理施設の延命化対策を実施します。 ・新ごみ施設稼働に伴う業務移行について検討します。 ・榊山最終処分場の今後に向けた地元及び県との協議や跡地利用の検討について継続します。 ・清水最終処分場跡地について具体的な利用方法を検討します。 ・新ごみ処理施設建設に向け、旧し尿処理施設の解体工事の設計、要求水準書の策定、建設工事の事業社選定の業務を行います。 ・令和9年度より、建設工事を行います。 | 廃棄物対策課 新ごみ処理施設整備室 |
| 49 | ①廃棄物の減量と適正処理の推進 | (2)産業廃棄物対策 | ①適正処理の指導・監督 | 処理業者の実態把握 | 法に従って適切に処理されているか、搬入状況を調査し、県環境センターと連携して処理業者の実態把握に努めます。 | ・産業廃棄物の処理契約による搬入物と搬入量の把握を行いました。搬入ごみの内容物調査を実施し、廃プラスチックの分別処理の徹底を指導しました。 ・事業ごみの処理ガイドブックを配布し、ウェブサイトに掲載して適正処理を推進しました。 ・事業系ごみの適正な受入を図るためごみ質調査を実施しました。 | ・産業廃棄物処理契約を徹底し、受入基準に基づく産業廃棄物の適正処理指導の徹底を図りました。 ・事業系ごみの適正な受入を図るためごみ質調査を実施しました。 | ・事業ごみの処理ガイドブックを配布、市ウェブサイトに掲載し、事業ごみの適正処理と減量化、資源化を推進します。 ・県環境センターと連携して処理業者の実態把握に努めます。 ・事業系ごみの適正な受入を図るためごみ質調査を継続します。 ・事業系ごみの分別ポスターを作成し配布します。 | ・産業廃棄物処理契約による搬入物と搬入量の把握、搬入ごみの内容物調査を実施します。 ・県環境センターと連携して、処理業者の実態把握に努めます。 ・事業系ごみの適正な受入を図るためごみ質調査を継続します。 | 廃棄物対策課 |
| 50 | ①廃棄物の減量と適正処理の推進 | (2)産業廃棄物対策 | ①適正処理の指導・監督 | 排出・処理業者への監視・指導の推進 | 県環境センターと連携して、排出・処理業者の監視・指導を推進する。事業ごみの発生抑制と適正処理による、ごみ減量化、資源化の指導を推進します。 | ・県環境センターと連携して、無料回収業者への立入検査、指導の実施しました。 ・無料回収業者を利用しないようチラシを全戸配布し周知しました。 ・事業系ごみの適正な受入を図るためごみ質調査を実施しました。 ・多量排出事業者への排出抑制の要請や、状況についてヒアリングを実施しました。 | ・産業廃棄物巡視員・市町村併任職員研修会はコロナ禍で書面開催となりました。 ・事業系ごみの適正な受入を図るためごみ質調査を実施しました。 ・イベント会場におけるごみ発生状況や分別状況を把握するため、湯沢町と合同で現地調査を実施しました。 ・多量排出事業者への排出抑制の要請や、状況についてヒアリングを実施しました。 | ・県環境センターと連携して、無料回収業者への立入検査、指導に取組みます。 ・事業ごみのガイドブックを配布、ウェブサイトに掲載し、事業ごみの適正処理と減量化、資源化を推進します。 ・事業系ごみの適正な受入を図るためごみ質調査を継続します。 ・事業系ごみの分別ポスターを作成し配布します。 ・引続き湯沢町と連携しながら大規模イベントへ対応します。 | ・県環境センターと連携して、排出・処理業者の監視・指導を推進します。事業ごみガイドブックによる適正処理の周知に努めます。 ・事業系ごみの適正な受入を図るためごみ質調査を継続します。 | 廃棄物対策課 |

| 環境基本計画(H25年度改定) 毎年見直し | | | | | | 具体的取組状況(進捗状況) | | | | 担当課 |
|-----------------------|-----------------|---------------|----------------|-------------------|--|---|---|---|---|--------|
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | |
| No. | 大分類 | 中分類 | 市の取組 | 施策 | 計画 | R3年度までの取組状況 | R4年度取組実績 | R5年度取組予定 | R5以後概ね5年間で取り組む事項 | |
| 51 | ①廃棄物の減量と適正処理の推進 | (2)産業廃棄物対策 | ②合理的な処理体制の構築 | 産業廃棄物協会等との連携強化 | (社)新潟県産業資源循環協会など関連団体との連携の強化、情報交換を推進し、合理的な処理体制の構築と、知識や技術の向上を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県環境センター、新潟県産業資源循環協会と連携して産業廃棄物の適正処理を推進しました。 ・新潟県環境整備事業協同組合主催の産業廃棄物適正処理推進大会に参加しました。 ・災害発生時の連携や協力について、建設業団体と協議を行いました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における連携体制について、関係団体と協議を実施、具体的な対応等について検討を行いました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県環境センター、新潟県産業資源循環協会と連携の強化。講演会、研修会を活用し、廃棄物処理行政の現状や課題の把握に努めます。 ・災害対応について引続き関係団体との協議しながら準備を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県環境センター、新潟県産業資源循環協会と連携の強化を図ります。講演会、研修会を活用し、廃棄物処理行政の現状や課題の把握に努めます。 ・災害対応については、内容の見直し等を図りながら関係団体との連携を維持します。 | 廃棄物対策課 |
| 52 | ①廃棄物の減量と適正処理の推進 | (3)資源リサイクルの推進 | ①リユース・リサイクルの推進 | グリーン購入の推進と基本方針の策定 | H20年4月適用の「南魚沼市グリーン購入基本方針」に基づき、消耗品、備品、役務および公共工事などの物品購入にあたり、環境への負荷が少ない製品を優先的に購入します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針を策定しました。 ・グリーン購入法適合商品を優先的に契約し購入しました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「南魚沼市グリーン購入基本方針」に基づく調達方針に定める特定調達品目(紙類、文具類、制服・作業服)について、グリーン購入法適合商品を選定して単価契約を行い購入しました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「南魚沼市グリーン購入基本方針」に基づく調達方針に沿って、グリーン購入法適合商品を優先的に契約し購入します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「南魚沼市グリーン購入基本方針」に基づく調達方針に沿って、グリーン購入法適合商品を優先的に契約し購入します。 | 財政課 |
| 53 | ①廃棄物の減量と適正処理の推進 | (3)資源リサイクルの推進 | ①リユース・リサイクルの推進 | 生ごみ処理機器の導入支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの堆肥化による土壌への還元とごみ減量化を図るため、家庭用電気式生ごみ処理機の購入者に補助金を交付します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市報、ウェブサイトに掲載しました。 ・家庭用電気式生ごみ処理機購入者に購入費の1/3(上限2万円)の補助金を交付しました。(毎年約5件) ・資源化リーフレットを作成、指定ごみ袋販売店に配布しPR強化を図りました。 ・利用促進のため、申請用紙付きチラシを市内取扱店に配布しました。 ・R3年度の補助金申請件数は9件でした。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市報、ウェブサイトに掲載して補助金制度の周知を図りました。 ・利用者へのアンケートを実施し使用感などを市報で紹介しました。 ・R4年度の補助金申請件数は13件でした。(R5.1現在) | <ul style="list-style-type: none"> ・引続き、市報、市ウェブサイトに掲載し、普及促進に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引続き、市報、市ウェブサイトに掲載し、普及促進に努めます。 | 廃棄物対策課 |
| 54 | ①廃棄物の減量と適正処理の推進 | (3)資源リサイクルの推進 | ②新たな広報活動の展開 | 広報などの情報伝達手段の改善 | 市報、ウェブサイトへの掲載、家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック、家庭ごみ収集カレンダー、事業ごみガイドブックなどにより、資源化、リサイクルに対する意識の向上を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・H26年度に家庭ごみの分け方・出し方ガイドブックを全面改定し全戸配布しました。収集カレンダーを毎年度全戸配布しました。市報、Webサイトへ掲載しました。 ・H28年度ごみ分別検索サイト「ごみサク」を開設しました。 ・R2年度に分別ポスターを作成し配布しました。 ・R2年度に南魚沼市環境衛生センターのフェイスブックページを開設し情報発信を開始しました。 ・R3に家庭ごみの分け方・出し方ガイドブックをリニューアルし、ウェブサイトに掲載しました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・収集カレンダーの全戸配布。市報、Webサイトへの掲載しました。 ・ごみの現状やごみの減量化、資源化などの取り組みを市報にコーナーを設け定期的に掲載しました。 ・家庭ごみ分け方出し方ガイドブックを塩沢つむぎ通り「軽トラ市」で希望者に街頭配布を行いました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引続きSNSや市ウェブサイトを活用した情報発信を行います。 ・地域イベントや環境学習等を活用した情報発信の充実を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市報、市Webサイトへの掲載、家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック、家庭ごみ収集カレンダー、事業ごみガイドブックなどにより、資源化、リサイクルに対する意識の向上を図ります。ふれあい講座による情報伝達を促進します。 | 廃棄物対策課 |

| 環境基本計画(H25年度改定) 毎年見直し | | | | | | 具体的取組状況(進捗状況) | | | | 担当課 |
|-----------------------|-------------|--------------|--------------------|---------------------------|---|--|---|---|---|----------------|
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | |
| No. | 大分類 | 中分類 | 市の取組 | 施策 | 計画 | R3年度までの取組状況 | R4年度取組実績 | R5年度取組予定 | R5以後概ね5年間で取り組む事項 | |
| 55 | ②地球環境問題への対策 | (1)地球温暖化対策 | ①二酸化炭素の排出削減 | 公共交通や自転車の利用促進 | 鉄道やバスなどの公共交通や自転車の利用を推進し、マイカーの使用削減を図ります。また、その実現のための公共交通ネットワークの構築に取り組みます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・H23年度に公共交通協議会を立ち上げ、国土交通省の補助事業を実施するために、関係要綱等を整備しました。 ・H24年度に調査事業を実施し、ネットワーク計画を策定しました。 ・市民バスを路線運行とする体制に変更し、H26年度に事業者が運輸局に路線免許の申請を行いました。 ・H27年4月から運行計画に基づき、新しい体制での市民バス運行を開始しました。 ・H27年10月からは定額有料化を実施しました。 ・H27年、利用の促進を図るためにバスガイドブックを作成しました。 ・H29年度から12月29日、30日の2日間に市民バスの年末運行を実施しました。 ・R元年度に持続可能な公共交通網の姿を実現するため、地域公共交通網形成計画を策定しました。 ・バス経路、バス停位置、運行時刻の見直しを行い、市民バスの利便性を向上させました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・運行計画に基づく市民バスの13路線運行を実施しました。 ・都市計画道路樋渡東西線の開通に伴い、片田区へ市民バスを乗入れました。 ・市民バス(浦佐コース、三用コース)で、時刻表及び停留場の見直し(急行型を運行)を行い、浦佐駅・魚沼基幹病院間の利便性を向上させました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・運行計画に基づく市民バスの13路線を運行します。 ・地域公共交通網形成計画に基づき地域公共交通の改善を図ります。 ・市民からの要望にも基づき、市民バスの見直しを行い、公共交通の利用促進を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・運行計画に基づく市民バスの13路線を運行します。 ・地域公共交通網形成計画に基づき地域公共交通の改善を図ります。 | 都市計画課 環境交通課 |
| 56 | ②地球環境問題への対策 | (1)地球温暖化対策 | ①二酸化炭素の排出削減 | エコドライブや低公害車の導入の推進 | エコドライブや低公害車の導入を推進し、二酸化炭素排出量の削減を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・H23.3地球温暖化対策実行計画の概要版パンフレットを市内全世帯に配布しました。 ・H26エコドライブ普及連絡会(警察庁、経産省、国交省、環境省)作成の「エコドライブ」パンフレットを配布しました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市報11月1日号、市ウェブサイトにて新潟県エコドライブ運動重点実施期間の記事を掲載して周知し、取組意識の醸成を図りました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市報等を通じて周知し、取組意識の醸成を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市報等を通じて周知し、取組意識の醸成を図ります。 | 環境交通課 |
| 57 | ②地球環境問題への対策 | (1)地球温暖化対策 | ②フロン等オゾン層破壊物質の適正処理 | フロン回収の適正指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・フロンガスの回収について専門業者へ委託し適正に処理します。家庭ごみの分け方・出し方ガイドブックによる家電4品目の処理方法を周知します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・フロン使用製品の専門業者への処理委託と適正指導を実施しました。 ・家庭ごみの分け方・出し方ガイドブックによる家電4品目の処理方法を周知しました。 ・家電4品目以外のフロン使用家電について専門業者へフロン回収を委託し適正処理を実施しました。 ・分別ポスターの作成やガイドブックの改訂に伴い掲載方法の見直しを図りました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃家電4品目以外のフロン使用家電について専門業者へフロン回収を委託し適正処理を実施しました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・フロン使用製品の専門業者への処理委託を実施します。 ・分別ポスターやガイドブックを活用し、処理困難物の周知を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・フロン使用製品の専門業者への処理委託を実施します。 ・分別ポスターやガイドブックを活用し、処理困難物の周知を図ります。 | 廃棄物対策課 |
| 58 | ②地球環境問題への対策 | (2)酸性雨対策 | ①観測体制の充実 | 観測機器の設置と継続的測定及び被害情報の集積・公開 | 市役所の各庁舎をはじめとして、主要幹線道路や工業団地など、主要な箇所に観測機器を設置して、酸性雨や酸性雪の測定を継続的に行うとともに酸性雨による被害状況を継続的に集積し測定結果と合わせて広報紙や市ウェブサイトなどを通じて広く情報を公開します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市単独での機器設置は難しいため、県の観測情報を確認しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県観測データの収集、確認を行いました。 ・被害事案はなく、具体的取組は行いませんでした。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県観測データの収集、確認を行い、必要に応じて市民に対する情報提供や被害対応など行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県観測データの収集、確認を行い、必要に応じて市民に対する情報提供や被害対応など行います。 | 環境交通課 |
| 59 | ③エネルギーの有効活用 | (1)省エネルギーの推進 | ①エネルギー消費量の把握と監視 | エネルギー消費の実態把握 | 市民、事業所、行政の各主体におけるエネルギー消費の実態把握に努めるとともに、市の広報紙やウェブサイトなどで広く情報を公開します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市で把握するのは難しいことから県の集計値を活用しています。 ・市有施設のエネルギー消費量は「市自らの行動計画」の中で集計しました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市有施設のエネルギー消費量は「市自らの行動計画」の中で集計しました。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き県の数値を活用し、市有施設のエネルギー消費量については、「市自らの行動計画」の中で集計していきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き県の数値を活用し、市有施設のエネルギー消費量については、「市自らの行動計画」の中で集計していきます。 | 環境交通課 |

| 環境基本計画(H25年度改定) 毎年見直し | | | | | | 具体的取組状況(進捗状況) | | | | 担当課 |
|-----------------------|-------------|--------------|----------------------|---------------|---|--|--|---|--|-------------------------|
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | |
| No. | 大分類 | 中分類 | 市の取組 | 施策 | 計画 | R3年度までの取組状況 | R4年度取組実績 | R5年度取組予定 | R5以後概ね5年間で取り組む事項 | |
| 60 | ③エネルギーの有効活用 | (1)省エネルギーの推進 | ②省エネルギー活動の推進 | エネルギーの有効利用の推進 | 可燃ごみ処理施設の熱源など、エネルギーの有効活用を図ります。 | ・可燃ごみ処理施設のボイラータービン発電による施設内電力供給、廃熱を利用した金城の里の温泉運営を行いました。(廃棄物対策課) | ・可燃ごみ処理施設の熱源の継続的なエネルギー有効活用を実施しました。(廃棄物対策課) ・他の自治体にごみ処理施設で発生する廃熱エネルギーの有効活用についてアンケート調査を行いました(新ごみ整備室) ・県内の最新施設である糸魚川市の清掃センター及び余熱利用施設の先進地視察を行いました。(新ごみ整備室) | ・可燃ごみ処理施設の熱源の継続的なエネルギー有効活用を実施します。(廃棄物対策課) ・新ごみ処理施設で発生する廃熱エネルギーの有効活用を検討します。(新ごみ整備室) ・最新のごみ処理施設及び廃熱の有効活用を行っている自治体へ先進地視察を行います。 | ・新ごみ処理施設のエネルギー利用を検討します。(廃棄物対策課) ・新ごみ処理施設で発生する廃熱エネルギーの有効活用方法を検討します。(新ごみ整備室) | 廃棄物対策課 新ごみ処理施設整備室 |
| 61 | ③エネルギーの有効活用 | (2)新エネルギーの活用 | ①南魚沼市地域新エネルギービジョンの推進 | 新エネルギーの活用 | ・太陽光、風力、小水力、地熱、温泉熱、雪冷熱などの新エネルギーの導入・活用と普及啓発を推進します。 | 【風力発電】 ・調査の結果不適地と判断しました。 【太陽光】 ・H25～29年度まで太陽光発電システム設置費補助金制度を実施しました。 【地中熱】 ・上町エコ住宅での実証実験(H22～27)を行いました。 【小水力発電】 ・土改で導入の可能性を探りましたが実用化は難しいと判断しました。(農林課) ・小水力発電事業者からの相談を受け、計画等の情報を収集しました。(環境交通課) 【雪冷熱】 ・H26雪冷熱を利用するデータセンターの誘致に立候補しましたが選考されませんでした。 ・R3に雪資源の産業活用のための勉強会を組織化しました。(環境交通課・UIときめき課) | ・R3に組織化した雪の勉強会で、利雪の取組や可能性など研究しました。(環境交通課・UIときめき課) ・小水力発電事業者の計画等の情報について、事業者と地元区の取次ぎを行いました。(環境交通課) ・土改の幹線用水路に小電力発電機を設置し、実証実験を行う予定です。(農林課) 令和3年度 2基設置予定→0基 令和4年度 1基設置 | ・雪エネルギーについては、地域内における新エネルギーとしての可能性を研究し、市外部に向けてはイベントを通じたエネルギーとしての魅力を発信します。 ・雪冷熱をはじめとした当地域に導入可能な新エネルギー施策を検討します。 ・雪資源の活用に向けた勉強会を継続します。 ・小水力発電事業者の計画や実現性等の情報収集を継続します。 ・土改の幹線用水路での小電力発電機を11台設置し、実証実験を行う予定です。 令和4年度 1基設置 令和5年度以降 10基設置予定 | ・雪冷熱については引き続き当地域に活用可能な手法の研究を継続します。 ・雪冷熱以外の新エネルギーの可能性研究と先進地の情報収集に努めます。 ・小水力発電事業者の計画や実現性等の情報収集を継続します。 ・土改の幹線用水路に小電力発電機を設置し、実証実験を行います。 | 環境交通課 農林課 UIときめき課 |
| 62 | ③エネルギーの有効活用 | (2)新エネルギーの活用 | ①南魚沼市地域新エネルギービジョンの推進 | バイオマス資源の活用 | ・豊富な森林資源や廃菌床などのバイオマス資源を活用した新エネルギーの導入を検討します。 | ・H21から『ペレットストーブ設置等補助金』事業を創設し、間伐材等の利用促進を進めています。 ・H21～29実績計100台、701万円の補助金を交付しました。 ・H21 バイオマスタウン構想を策定しました。 ・H22に浦佐認定こども園、H28に八幡保育園、H29に牧之保育園にペレットボイラーを導入しました。 | ・木質バイオマスストーブ等設置補助金を交付しました。(20件 計160万円) ・魚沼定住自立圏構想の中で、魚沼市・湯沢町と補助事業の内容等について情報共有しました。 | ・木質バイオマスストーブ等設置補助金事業の効果を検証しながら、引続き間伐材の利用研究を進めていきます。 ・魚沼定住自立圏構想において、制度内容を引続き検討します。 | ・木質バイオマスストーブ等設置補助金事業の効果を検証しながら、引続き間伐材の利用研究を進めていきます。 | 農林課 環境交通課 |
| 63 | ④参加と連携の推進 | (1)環境教育の推進 | ②教育環境の整備 | 推進役となる人材の育成 | 環境教育の推進役となる人材の育成や発掘を推進します。 | 【中高生対象】 ・市子ども連絡協議会において、ジュニアリーダーズクラブ指導育成講座への参加や小学生を対象としたワンデー・キャンプ(日帰り)を実施しました。 | 取組はありません。 | ・環境教育の推進役となる人材の発掘に努めます。 | ・環境教育に関連する講座等の検討、推進役となる人材の発掘・育成を推進します。 | 社会教育課 |
| 64 | ④参加と連携の推進 | (1)環境教育の推進 | ②教育環境の整備 | 活動団体の支援 | 環境教育に取り組む個人や団体の活動を積極的に支援します。 | ・子ども会29団体、青少年育成会15団体が活動しており、活動に対して支援を行っています。(社会教育課) | ・昨年度に引き続き、万条地区子ども会が行う内山川の水生生物調査へ専門知識を有する社会教育委員を講師として派遣し、地域の環境保全への取組を支援しました。(社会教育課) | ・青少年育成市民会議事務局として、環境教育に取り組む団体について、間接的に活動を支援していきます。(社会教育課) ・放課後子ども教室や地域学校協働本部の活動を支援していきます。(学校教育課) | ・環境教育に特化するものではありませんが、今後も個人や団体の活動を支援していきます。(社会教育課) | 社会教育課 学校教育課 |

| 環境基本計画(H25年度改定) 毎年見直し | | | | | | 具体的取組状況(進捗状況) | | | | 担当課 |
|-----------------------|-----------|------------|--------------|---------------|---|---|---|--|--|-----------------|
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | |
| No. | 大分類 | 中分類 | 市の取組 | 施策 | 計画 | R3年度までの取組状況 | R4年度取組実績 | R5年度取組予定 | R5以後概ね5年間で取り組む事項 | |
| 65 | ④参加と連携の推進 | (1)環境教育の推進 | ②教育環境の整備 | 公共施設の開放 | 環境衛生センター(可燃ごみ、不燃ごみ処理施設)、浄水場や下水処理場など環境教育の場となる公共施設を積極的に開放します。 | <ul style="list-style-type: none"> 下水処理施設は市内に、より大規模な県の流域下水処理場があり、主にそちらを視察するため近年視察実績はありません。 可燃ごみ、不燃ごみ処理施設での小学校の施設見学、中学生の体験学習を受入れました。 R2年度はコロナ禍により市内及び湯沢町小学生のごみ処理施設見学は中止となりましたが、要請があった小学校に出前授業を実施しました。(廃棄物対策課) | <ul style="list-style-type: none"> 大和クリーンセンターの視察はありませんでした。(下水道課) 市内小学校によるごみ処理施設の見学を実施しごみへの理解を深めました。(廃棄物対策課) R4:12校392名 | <ul style="list-style-type: none"> 大和クリーンセンターを環境教育の場としての開放を継続します。(下水道課) 可燃ごみ、不燃ごみ処理施設での小学校の施設見学、中学生の体験学習を受入を行います。(廃棄物対策課) 小学生によるごみ処理施設見学において啓発資料の配布を行い活動の充実を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> 大和クリーンセンターを環境教育の場としての開放を継続します。(下水道課) 可燃ごみ、不燃ごみ処理施設での小学校の施設見学、中学生の体験学習を受入を行います。(廃棄物対策課) 小学生によるごみ処理施設見学において啓発資料の配布を行い活動の充実を図ります。 | 廃棄物対策課 下水道課 |
| 66 | ④参加と連携の推進 | (2)協働の推進 | ①主体的取組みの支援 | 地域コミュニティの支援 | 地域の自治組織を通じた環境保全の推進や地域コミュニティの活性化を図るため、地域自治組織の強化充実を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ活性化支援事業実施要綱を制定し、H20年度から市内12地区に地域づくり協議会が設置され、安心・安全の社会、美しい環境づくりを目指し、環境改善もその一つの事業として取り組んでいます。 | <ul style="list-style-type: none"> 12地区の地域づくり協議会において集落の参加型事業として水路の改修や国道歩道の花植え、花いっぱい運動等の環境整備を実施しました。 | <ul style="list-style-type: none"> 12地区の地域づくり協議会において集落の参加型事業として水路の改修や花いっぱい運動等の環境整備を引続き実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> 引続き、地域に根差した取組みとして定着を図り、地域コミュニティの活性化を目指します。 | UIときめき課 |
| 67 | ④参加と連携の推進 | (2)協働の推進 | ②各種団体との連携の推進 | ボランティアセンターの整備 | 市民が主体となって推進するボランティア活動や交流を支援し、その拠点として、社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティアセンターを整備します。 | <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティアセンターを整備しました。 少年事業としてののびのび塾の運営などをボランティアスタッフと協力して実施しました。(社会教育課) 図書館における読書のつどいやお話し会、読み聞かせなどをボランティアスタッフと協力して実施しました(図書センター) | <ul style="list-style-type: none"> 市ウェブサイトで図書館の本の整理を募集し作業を進めました。現在ボランティアは12人(図書センター) 少年事業である「のびのび塾」及び青少年育成市民会議(市事務局)へ委託している「心豊かな子育て教室」の運営について、ボランティアの協力のもと実施しました。 | <ul style="list-style-type: none"> 市主催事業である青少年事業を中心に、ボランティアスタッフを活用しながら事業を進めていきます。(社会教育課) 引続き市ウェブサイト等を通じて、図書館の本の整理のボランティアを募集します。(図書センター) | <ul style="list-style-type: none"> 本の整理のボランティアを募集し、図書館でのボランティア活動を支援します。(図書センター) 事業運営に協力いただける人材を募集し、「学びの郷南魚沼」の基本理念にあるボランティアスタッフの育成を図ります。(社会教育課) | 社会教育課 図書センター |